

農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します



みんなで作ろう！新しい農業委員会



農地等利用の最適化推進のため、①担い手への農地利用集積・集約化 ②遊休農地の発生防止・解消 ③新規参入の促進に向けて、地域から信頼を得た地域農業に対して、熱意のある人の力を必要としています。

平成28年4月1日に改正農業委員会法が施行されたことに伴い、農業委員会制度が大きく変わりました。

農業委員はこれまで公職選挙法により選出されていましたが、市長が議会の同意を得て任命することとなりました。また、新たに設置される農地利用最適化推進委員は、農業委員会が担当区域を定めて委嘱することとなりました。

現在の農業委員の任期は、経過措置により平成29年7月19日までとなっており、平成29年7月20日から新たな制度に移行することになります。



項目	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	19人	14人
応募資格	20歳以上で、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人	20歳以上で、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人
募集要項・応募様式の配布	1月16日(月)から配布します。 配布場所▶農林畜産課、農業委員会事務局、十和田湖支所 市ホームページからもダウンロードできます。	
応募方法	所定の応募様式に必要事項を記入し、持参または郵送により応募してください。 自薦、他薦のどちらでも応募できます。 他薦は、20歳以上の個人3人以上の推薦、あるいは、法人または団体の推薦が必要です。	
応募期間	1月23日(月)～2月20日(月) 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く) ※郵送の場合は2月20日必着	
身分	十和田市の特別職の非常勤職員(秘密保持義務があります。)	
主な仕事	農地の貸借・売買、農地転用許可などについて、総会に出席して審議、判断を行います。	担当区域での農地利用の最適化のための実践活動(地域の農業者の話し合いの推進、農地パトロールや新規参入の支援活動など)を行います。
任期	平成29年7月20日～平成32年7月19日	農業委員会が委嘱した日～平成32年7月19日
報酬	月額39,000円	月額30,000円
問い合わせ申し込み先	農林畜産課農政推進係 ☎⑤6736	農業委員会事務局 ☎⑤6740

※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募できますが、農業委員と農地利用最適化推進委員を兼ねることはできません。詳しくは、募集要項をご覧ください。